

# 山口県報

平成26年  
3月25日  
(火曜日)

## 目次

規則

現業職員の給与の臨時特例に関する規則を廃止する規則（人事課）……………

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町課）……………

山口県子育て文化審議会規則の一部を改正する規則（こども未来課）……………

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………

告示

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正（障害者支援課）……………

企業管理規程

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程……………

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程……………

現業職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第九号

現業職員の給与の臨時特例に関する規則を廃止する規則

現業職員の給与の臨時特例に関する規則（平成二十五年山口県規則第四十三号）は、

廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の八を第一条の九とし、第一条の三から第一条の七までを一条ずつ繰り下げ、第一条の二の次に次の一条を加える。

（条例別表第四号の二又の規則で定める事務）

第一条の三 条例別表第四号の二又の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令第一号。以下この条において「省令」という。）第十二条第一項の届出書を受理すること。

二 省令第十二条第二項の規定による届出書を受理すること。

三 省令第十二条第三項の規定による届出書を受理すること。

四 省令第十二条第四項の規定による使用の停止をすること。

第五条の七（見出しを含む。）中「別表第十八号の十七ホ」を「別表第十八号の十六ホ」に改め、同条を第五条の八とする。

第五条の六を第五条の七とし、第五条の三から第五条の五までを一条ずつ繰り下げ

る。

第五条の二（見出しを含む。）中「別表第十八号の二(59)」を「別表第十八号の三(59)」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（条例別表第十八号の二又の規則で定める事務）

第五条の二 条例別表第十八号の二又の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号。以下この

条において「省令」という。）第五条の規定による認定をすること。

二 省令第八条の規定による認定をすること。

三 省令第十条の規定による認定をすること。

四 省令第十一条第一項ただし書の規定による認定及び指定をすること。

五 省令第十二条第一項の規定による認定をすること。

六 省令第十三条第三号の規定による認定をすること。

七 省令第十三条第一項の規定による認定をすること。

八 省令第十三条第二項第三号の規定による認定をすること。

九 省令第十四条の規定による認定をすること。

十 省令第十五条の規定による認定をすること。

十一 省令第十七条の規定による認定をすること。

第十一条第二項第二十一号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に、「第四条」を「第三条」に改め、同項第二十六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「貸付業並びに同条第十一項」を「貸与業並びに同条第十二項」に改め、「並びに薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第一項第一号から第三号までに規定する薬品製造販売医薬品の製造販売業及び製造業」を削り、同条第四項中「同法第十條第一項ただし書の規定による申請」を削り、同条第五項第五号中「同法第十八項」を「同条第二十二項」に改め、同項第十四号中「第八条第一項の認定」を「第七条の規定による報告、同法第十七条第一項及び第十八条第一項の認定、同法第二十二條第一項の認定、同法第二十五條第一項の認定並びに同法附則第三条第一項の規定による報告」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条第二項第二十一号の改正規定、同項第二十六号の改正規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び同条第四項の改正規定 公布の日

二 第五条の七（見出しを含む。）の改正規定 山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山口県条例第六号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日

三 第十一条第二項第二十六号の改正規定（「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「貸付業並びに同条第十一項」を「貸与業並びに同条第十二項」に改める部分に限る。） 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日

山口県子育て文化審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十一号

山口県子育て文化審議会規則の一部を改正する規則

山口県子育て文化審議会規則（平成十九年山口県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第四項を次のように改める。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

第五条第五項中「前条第三項及び第四項」を「前条」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十二号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

附 則  
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十三号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。



山口県告示第百二十二号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

別表第一の備考5の(2)中「回游第13項」を「回游第12項」に、「回游第14項」を「回游第13項」に、「回游第15項」を「回游第14項」に改める。



山口県企業管理規程第二号

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局行政財産使用料徴収規程（昭和五十一年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分	単 位	金 額		
		甲 地	乙 地	丙 地
土 地	ル一平方メートルにつき	土地の価格の千分の六を超えない額の範囲内で管理者が定める額		
建 物	ル一平方メートルにつき	建物の価格の千分の八を超えない額の範囲内で管理者が定める額		
一 電 柱	一本一年につき	第一種電柱	四三〇円	三二〇円
		第二種電柱	六六〇円	四八〇円
備考	「土地の価格」及び「建物の価格」とは、当該土地及び建物の適正な時価をいう。 2 月の中途から使用する場合又は月の中途まで使用する場合におけるその月の使用料の金額は、日割計算の方法によつて算定する。 3 週、日又は時間を単位とする場合における使用料の金額は、前記の金額を基準として管理者が定める。 4 使用料の金額が百円に満たない場合にあつては、百円とする。			
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十八条第一項の規定によるもの				電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第一に定める額の例により算定した額

物										用										占																											
八 水管、 下水、 管カス、 管ガス、 その他 の物										七 道路法(昭和二十七年法律第百八 十号)第三十二條第一項第一号に掲 げる工 作物で 前各号 に掲げ るもの 外の もの										六 広告塔		五 変圧塔 その他 これに 類する もの		四 変圧器		三 線類		二 その他 の柱類		第三種電柱																	
外径が〇・四メートル未満のもの		外径が〇・三メートル未満のもの		外径が〇・二メートル未満のもの		外径が〇・一五メートル未満のもの		外径が〇・一メートル未満のもの		外径が〇・七メートル未満のもの		表示面積一平方メートルにつき		一個一年につき		地下に設ける変圧器		地上に設ける変圧器		共架電線その他上空に設ける線類		地下電線その他地下に設ける線類		長さ一メートル一年につき																							
一六〇円	九三円	七〇円	四六円	三五円	二三円	一六円	七七〇円	一、九〇〇円	七七〇円	二三〇円	三八〇円	二円	四円	三九円	九〇〇円	一三〇円	七六円	五七円	三八円	二九円	一九円	一三円	六四〇円	一、一〇〇円	六四〇円	一九〇円	三二〇円	二円	三円	三三円	七四〇円	一二〇円	六七円	五〇円	三四円	二五円	一七円	一一円	五六〇円	七六〇円	五六〇円	一七〇円	二七〇円	二円	三円	二八円	六五〇円

備考										件															
<p>／ 金額欄の区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。</p> <p>イ 甲地 宇部市、防府市、下松市、光市及び玖珂郡和木町の区域をいう。</p> <p>ロ 乙地 下関市、山口市、岩国市、柳井市、周南市、山陽小野田市並びに熊毛郡田布施町及び平生町の区域をいう。</p> <p>ハ 丙地 甲地及び乙地以外の区域をいう。</p> <p>2 「第一種電柱」とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置するものに限る。3を除き、以下同じ。)を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 「共架電線」とは、電柱を設置する者以外の者が当該電柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>5 表示面積若しくは占用面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。</p>										<p>九 鉄道、軌道その他これらに類する施設</p> <p>十 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>十一 看板</p> <p>十二 標識</p> <p>十三 工事事務施設及び工事事務材料</p>															
外径が一メートル以上のもの		外径が〇・七メートル以上のもの		表示面積一平方メートルにつき		一時的に設けるもの		その他のもの		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき		表示面積一平方メートルにつき		占用面積一平方メートルにつき		表示面積一平方メートルにつき		占用面積一平方メートルにつき		表示面積一平方メートルにつき		占用面積一平方メートルにつき	
二二〇円	一三〇円	四六〇円	三三〇円	七六〇円	一、一〇〇円	一九〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九九円	一、一〇円	七六〇円	一、一〇円	一、一〇円	七六〇円	七六〇円									

6 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算する。

7 占有物件に係る占有のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料の金額は、前記の使用料の金額に一・〇八を乗じて得た金額とする。

8 使用料の金額が百円に満たない場合にあつては、百円とする。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けている行政財産の使用（以下「経過措置対象使用」という。）に係る使用料で改正後の山口県企業局行政財産使用料徴収規程第二条の規定により算定した金額が改正前の山口県企業局行政財産使用料徴収規程第二条の規定により算定した金額を超えるものについては、なお従前の例による。ただし、経過措置対象使用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料の金額については、管理者が別に定めることができる。

山口県企業管理規程第三号

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

山口県工業用水道条例施行規程（昭和四十年山口県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 特定使用水量 条例第十九条第二項第三号に定める水量をいう。

第十三条の次に次の一条を加える。

（料金の納付期限）

第十三条の二 条例第二十條に規定する管理者が定める日は、翌月の二十日とする。ただし、次に掲げる水道にあつては、翌々月の二十日とする。

- 一 末武川工業用水道
- 二 周南工業用水道
- 三 向道・川上工業用水道
- 四 富田・夜市川工業用水道

附則

この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十五日  
印刷發行

發行人  
所

山口県知事  
庁